

議案第 132 号 参考資料

川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 74 号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第 6 項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、放課後児童健全育成事業者は、同項各号のいずれかに該当する者（放課後児童支援員とされる日から起算して 2 年以内に同項の研修を修了することを予定している者に限る。）を放課後児童支援員とすることができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第 5 項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和 2 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>